

經濟論叢

第138卷 第1・2号

- 数量モデル分析と統計学・蜷川理論(1)……野澤正徳 1
- 英仏通商条約とフランス羊毛工業……………清水克洋 21
- 危機における労働過程の変容……………花田昌宣 44
- 期待と慣習：ケインズの貨幣観によせて……………二階堂達郎 64
- シュンペーター思想形成における
マーシャルの重要性について……………根井雅弘 82

経済学会記事

昭和61年7・8月

京都大學經濟學會

英仏通商条約とフランス羊毛工業

—1860年アンケートの分析を中心に—

清 水 克 洋

はじめに

「三大勢力（イギリス、ドイツ関税同盟、フランス）で世界市場を分割し、たとえイギリスの優位は認めざるをえないとしても、ライバルは激しい競争を挑んでいる」¹⁾。1860年英仏通商条約締結直後に大規模な産業アンケートを実施した委員会は、フランス羊毛工業の国際競争力を上のように評価した。われわれの課題は、労働者に対する専制的指揮権としての資本概念を方法的視角にして、フランス資本主義の発展をあとづけ、その全体像を描き出すことにある。この課題にとって、1860年アンケートの検討は不可欠な作業である。というのも、輸入禁止や高率関税による保護体制から、低率関税、自由貿易への移行に直面した証人、当時のフランス工業の代表が、多くの場合、条約に定める30%の範囲内で、可能な限りの保護を獲得しようとし、保護の根拠として、イギリスとの製品価格差、さらには、その原因にまで言及することになり、究極的には、工場体制、資本・賃労働関係をアンケートの中心課題とせざるをえなかったからである。

同時に、それが、イギリスとの対抗関係の中で問題とされ、両国の産業構造、生産体制が比較検討され、フランス資本主義の国際的位置が浮かび上ることになった。貿易問題という事の性格上、これは当然であると言える。しかし、理論的に言っても、労働者に対する専制的指揮権としての資本の発展は、世界市

1) Conseil Supérieur de l'Agriculture, du Commerce et de l'Industrie. *Enquête Traitée de Commerce avec l'Angleterre. Rapports des commissaires délégués et procès-verbaux des délibérations du Conseil Supérieur*, 1860.

場関連の下での考察を要求することが、ここで、あらためて確認されねばならない²⁾。すなわち、機械制大工業と国内市場、世界市場との相互規定関係についての理論³⁾を前提にするならば、工場体制の確立、発展は技術水準のみならず市場による制約を受けること、そして自由貿易の場合はもちろん、保護貿易体制による国内市場の確保もまた、そのような形での世界市場とのかかわりを意味しているのであるから、市場は、世界市場にほかならないことである⁴⁾。この視角から、これまで行ってきた綿工業、金属工業についての1860年アンケート分析を総括し直すと、次のようになる⁵⁾。まず、綿工業の場合、世界市場を完全に支配するイギリスの強い影響下にあり、同時に、国内においては、とりわけ綿紡績業は、産業革命の先頭を切り、最も発展した部門であった。ここから、イギリスとの比較が、労働生産性、機械体系、労働力編成にわたって詳細に展開され、フランスの遅れが明らかにされ、保護の必要性とともに、条約締結を契機とした工場体制強化策が打ち出されるのである。

これに対して、鉄道ブームと結びついて、華々しい展開を見せる金属工業も、一部の奢侈品部門を除くと、イギリスに世界市場を押えられ、この影響の下で機械化が進められる点では綿工業と同じである。ただし、両国の工場体制比較については、イギリスの大量生産、フランスの多品種生産という注目すべき認識があること、にもかかわらず、それが抽象的の把握にとどまることを特徴とす

2) これまでも事実上はこの視角で検討してきたが、必ずしも自覚されてはいなかった。専制的指揮権としての資本を提唱される尾崎芳治氏は、当初から、それを世界市場関連の下で把握すべきであると強調してこられた。また、服部春彦氏は、フランス産業革命の展開形態を規定する要因として、国際的諸条件、諸契機の重要性を指摘される。服部春彦「フランス産業革命論」1968年、12-30ページ、参照。

3) Cf. K. Marx, *Das Kapital*, Dietz Verlag, 1953 Bd. I, SS. 773-777, (『マルクス＝エンゲルス全集』大月書店1965年② b, 973-978ページ、参照。) ヴェ・イ・レーニン「ロシアにおける資本主義の発展」(『レーニン全集』大月書店1954年③) 第一章、参照。

4) いま一つ方法上の問題で指摘しておかねばならないのは専制的指揮権としての資本の発展を機械制大工業への移行期について見る場合、専制的なものとしては確立していない作業場外に及ぶ資本の指揮権がありうることである。拙稿、1820年代末フランス製鉄業における資本・賃労働関係「経済論叢」第134巻 第1・2号、昭和59年7・8月、参照。

5) 拙稿、貿易自由化前夜のフランス綿工業「経済論叢」第130巻 第1・2号、昭和57年7・8月、フランス金属工業と貿易自由化「北見工業大学研究報告」第17巻 第1号、参照。

る。これは、綿工業に比べた工場体制そのものの遅れに起因した。

この両部門に比べ、羊毛工業は、一見すると、フランス経済の中で占める位置、果す役割が目立たず、フランス経済史研究において、必ずしも十分な注目を集めず、1860年アンケートの検討も部分的なものにとどまっている⁶⁾。しかし、強力な国際競争力を持つ羊毛工業にかんして、いかなる形で工場体制、資本・賃労働関係がとりあげられ、政策の方向が示されるかは、フランス資本主義の全体像を考えるうえで興味深い問題である。

1860年羊毛工業アンケート⁷⁾の検討にあたっては、同じ綿工業、金属工業アンケートとの比較の必要性は言うまでもない。それとともに、羊毛工業が最重要部門の一つとして取り上げられている1834年貿易問題アンケートの参照が不可欠であろう⁸⁾。

I

第1表は、フランス貿易全体の中での羊毛工業の位置を明らかにする。毛織物は総輸出額の一割弱を占め、絹織物には及ばないものの、ぶどう酒と並んで三大輸出品の一つとなっている⁹⁾。毛織物輸出を相手国別に、条約締結前10年

6) Cf. Cl. Fohlen, *L'industrie textile au temps du Second Empire*, 1956. 服部春彦, 前掲書, 第二帝政下の貿易自由化と産業資本, 河野健二編「フランスブルジョワ社会の成立」, 1977年, 松原建彦, リール織経工業地帯における機械化過程の特質「福岡大学経済論叢」第11巻 第1号, 昭和41年, 村田春美, 1860年英仏通商条約と英仏間工業製品生産費格差—「1860年調査」分析—「土地制度史学」第95号 1982年4月, 参照。

7) Conseil Supérieur de l'Agriculture, du Commerce et de l'Industrie. *Enquête Traitée de Commerce avec l'Angleterre Industrie textile. Laine*, 1860.

8) Conseil Supérieur de l'Agriculture, du Commerce et de l'Industrie. *Enquête. Traitée de Commerce avec l'Angleterre. Industrie textile. Coton. Industrie Métallurgique*, 1860.

Ministre de Commerce. *Enquête relative à diverses prohibitions établies, à l'entrée des produits étrangers, commencée le 8 octobre 1834, sous la présidence de M. T. Duchatel, Ministre du Commerce. Tome III. Fils et tissus de laine et de coton*, 1835.

9) 原料輸入を考慮すれば、ぶどう酒に比べて毛織物の地位が低くなることは避けられない。しかし、この時期においても重量で約半の原料羊毛を、とくに高級羊毛を自給していたことが羊毛製品を三大輸出品の一つに数えることを可能にしている。Cf. Cl. Fohlen, *op. cit.*, p. 132. 竹岡敬温, 18世紀フランス毛織物工業の成長と循環(1)「大阪大学経済学」Vol. 31, No. 1, June 1981, 31ページ参照。

第1表 1856—60年におけるフランスの輸出品構成(100万フラン)

綿糸, 毛糸	8.4	(0.4%)
綿織物	69.0	(3.4%)
毛織物	185.9	(9.1%)
麻織物	16.0	(0.8%)
絹織物	444.5	(21.8%)
ぶどう酒	200.8	(9.9%)
輸出総額	2,037.9	(100 %)

服部春彦, フランス第二帝政下の貿易自由化と経済発展「名古屋大学文学部研究論集(史学)」20, 1973年, 50ページ。

第2表 1851-1860年の毛織物輸出 (100万フラン)

	1851	1852	1853	1854	1855	1856	1857	1858	1859	1860
イギリス	25.7	25.7	32	26.4	27	28.9	28.4	27.3	39.1	53.6
ドイツ 関税同盟	2.5	2.2	3.2	3.4	4.6	11	13	12	11.1	11.9
ベルギー	13	13.1	15.2	19.9	18.2	18.4	14.7	16.9	15.5	15.9
スイス	6.6	6.6	6.8	6.8	10.3	9.2	9.6	9.8	10.7	13.5
トルコ	3.8	2.6	2.5	2	4.3	7.5	6.6	4.1	3.7	3.7
アメリカ 合衆国	13.3	15.7	22.5	21.6	21.4	31	26.3	17.9	28.1	34.1
ブラジル	3.1	4.9	5.3	3.8	3.4	4.3	6	3.5	3.7	3.9
アルジェ リア	3.8	4.9	5.5	6.8	9.1	9	6.1	7.2	7	11.9
計	(71.8)	(75.7)	(93)	(90.7)	(98.3)	(119.3)	(110.7)	(98.7)	(118.9)	(148.5)
総計					159.7					229.3

Cl. Fohlen, *op. cit.*, p. 156.

第3表 英仏羊毛工業の比較 (100万フラン)

	生産額	輸出額	綿工業(紡錘数)
イギリス	925	300	36百万錘
フランス	921	180	6百万錘

Enquête (1860) Rapports, op. cit., p. 71.

間について見た第2表からは、輸出額の急速な増大、輸出市場としてのイギリスの重要性を見てとることができる。第3表は、アンケート委員会自身のまとめから作成した。輸出額でイギリスに迫っていることはもちろん、生産額の拮抗は注目される。委員会は、この事実を重視し、「羊毛工業は綿工業とは全く異なる位置にある」¹⁰⁾と強調する。

さて、このフランス羊毛工業製品の輸出は、いかなる特徴を持ち、どのような生産体制に担われていたのか¹¹⁾。ここからアンケートの分析に入ろう。まず、輸出品の構成、生産に対する輸出の比率。多様な羊毛製品のそれぞれについて生産額、輸出額を明らかにする資料が存在しないので、'60年アンケートに登場する織布業者の証言のうち、輸出に言及するものを整理すると第4表を得る。

第4表 輸出についての証言

	ラジャ	メリノ, フラネル
輸出有	19	6
大いに	3	5
少し	7	—
不明	9	1
輸出無	2	1

Enquête (1860), Laine, op. cit.

証言内容も合わせて明らかになる当時の二大品目の輸出状況は次のとうりである。すなわち、メリノ種と呼ばれるフランス特産の羊から採れる短い繊維の細い羊毛を使った高級ウール製品メリノ織の場合、輸出を行う証人の比率が高いだけでなく、輸出が生産の半ばを超えると証言が目立つ。メリノ糸も大いに輸出された。これに対して、ウール品たるラジャにかんしては、輸出を行う証人の比率は高いものの、生産物のごく一部にとどまる傾向がある。しかも、並品、日常品はイギリスが圧倒的な競争力を持ち、輸出されるのは主に

10) *Enquête (1860), Rapports, op. cit.*, p. 71.

11) 服部春彦, 19世紀中葉におけるフランスの貿易構造「名古屋大学文学部研究論集」21, 1974年, 前掲二論文, 参照。Cf. Cl. Fohlen, *op. cit.*, pp. 153-157.

柄物ランシャであった¹²⁾。

ところで、主力輸出品の一つである柄物ランシャの場合、特有な輸出方法が存在した。投げ売り *solde* 輸出と呼ばれるものである。エルブーフのランシャ商人は次のように言う。「我々の輸出は、売れ残り品の15, 20, 30%引きでの投げ売り *solde* によって成立っている。400万フランのうち350万フランまでがそうである」¹³⁾ と。しかも委員会を驚かせるのは、これが恐慌などの場合に起る一時的な現象ではなく、定期化されていたことである。その原因。「フランスは流行の変化が激しく……ある期間にいくつかの種類のデッサンを揃えようとする、どうしても売れ残るものが出てくる」¹⁴⁾。ヨーロッパ向輸出の場合その1/4、季節が逆になる南アメリカ向は7/8がこの投げ売りから成立していたとの証言もある¹⁵⁾。もちろん柄物ランシャ輸出の全てが投げ売りではなかったとしても、この事実は、国際的な流行をリードする¹⁶⁾フランス国内での消費を前提とした流行品輸出という事態を明らかにする。一般に、高級品、奢侈品に偏るとされるフランス羊毛製品輸出は、高級メリノ織のいわば特産品輸出と、柄物ランシャの流行品輸出を、その主要な構成要素としていたのである。

この輸出はフランス羊毛工業の特有な構造からもたらされ、逆にそれを規定することになった。第5表は、羊毛工業と綿工業について設定された質問事項の相違を示す。全体としては似かよっているだけに、この相違点は両工業の構造の違いについて委員会がどのように認識していたかを表わす。第一に目につく最大の点は、羊毛工業における洗浄、染色、紡績の請負生産である。当時の羊毛工業の工程を示す図にそって見るならば、それは、以下のように展開され

12) イギリス人証人。「長い間、フランス人 *fabricant* は、世界中の市場でイギリス品との競争を維持してきた。とくに純毛の高、中級品、センスの必要な製品、柄物は高い評判を博し、イギリスへも輸出されている。」*Enquête* (1860), *Laine, op. cit.*, p. 446.

13) *Ibid.*, pp. 392-393.

14) *Ibid.*, pp. 396.

15) Cf. *Ibid.*, pp. 398, 404.

16) これはフランス品が諸外国でコピーされることによっても証明される。Cf. *Ibid.*, pp. 315, 400, 403.

第5表 羊毛工業と綿工業にかんする質問事項の主な相違点

(1) 羊毛工業についてはあって、綿工業については欠ける質問事項

§ 1. 3. 羊毛洗淨は自営か、それとも請負に出すか。

§ 1. 4. 染色は紡績の前か後か。自分の作業場でか、外でか。

§ 2. 1. 請負紡績業者か、それとも自分で購入した糸を紡ぐか。

§ 3. 6. 手織機で織らせるか。織機は労働者の家にあるか、あなたの作業場にあるか。

(2) 綿工業についてはあって、羊毛工業については欠ける質問事項

§ 2. 4. イギリスからの糸購入について。

Enquête (1860), Laine, op. cit., pp. XII-XVI. Enquête (1860), Coton, op. cit., pp. XI-XIV.

図

羊毛買付・選別——洗淨・脱脂——（染色¹⁾）——（刷毛²⁾）——紡績
——（染色）——織布（準備——織布——仕上）

1) 染色は、毛、糸、布のいずれかの段階で行われる。

2) ウーステッド糸の場合、紡績の準備工程である刷毛 *peignage* も独立化される。

た。まず、羊毛買付が織布業者 *fabricant* によって行われる¹⁷⁾。これは羊毛の質が、羊の産地によるだけでなく、一頭の羊の部位に依りても異なり、原料羊毛購入にあたっての選択、購入した羊毛から紡ぐ糸の決定が極めて重要な意味を持っていたことを意味している。ただし、原料の多様性だけでは織布業者 *fabricant* による羊毛購入は起らない。最終製品の多様性と結びつくことによってはじめて必然化される¹⁸⁾。すなわち、織布業者による最終製品の決定がそれ以前の工程を全て準備工程として成立せしめるのである。個々の工程の請負業者は、織布業者から原料を提供され、その注文にもとづいて生産し、加工賃を受け取るだけの存在となる。例えば、ある紡績業者は次のように言う。「請

17) 羊毛商人を介して買付けられる場合と、直接購入があり、後者が増大する傾向にあった。Cf. *Ibid.*, p. 1. 「エルブーフの全てのランシャ *fabricants* は羊毛調達を自分で行う」。「羊毛を自分で調達することが我々の長所である」。 *Ibid.*, p. 94.

18) 「多様な製造が原料購入を規定する」。(ランシャ *fabricant*) *Ibid.*, p. 67. 「多様な製品を作るので見本用だけで12台の織機を所有している」。 *Ibid.*, p. 97. 「柄物には極めて多様な羊毛を必要とする」。 *Ibid.*, p. 158.

負加工を行う我々に原料価格は関係ない。私は羊毛価格を知らない」¹⁹⁾。染色業者も、製品の多様さから絶えず仕事を変更せねばならないと証言する²⁰⁾。以上の請負生産にかんする事実は、単なる織布業者ではなく、羊毛工業全体の統括者としての fabricant の性格をも明らかにしている。これを端的に示すのが、雇用労働者数を、請負生産者に雇われるものも含めて700人とする一 fabricant の証言である²¹⁾。すなわち、彼の指揮権が請負業者に雇用される労働者にも事実上及んでいただけでなく、そのように認識されてもいたのである。

いくつかの証言は、この請負生産を成り立たしめていた一つの要因が生産の季節性にあることを明らかにする。ある fabricant。「我々は、2-3ヶ月で製品を供給しなければならず、このような短期間に糸が必要なので自分では紡げず、請負に出さざるをえない」。逆に、「糸の購入では、必要なものをコンスタントに得られないので、請負に出すのが有利である」とも言う²²⁾。紡績業の側からの証言。「羊毛紡績業は、とくに請負の場合、綿紡績とはちがって、一年間にわたって均等な仕事がなく、季節的である。紡績業は織布業の付属物であって、生産の変動を免れえない」²³⁾²⁴⁾。

フランス羊毛工業を特徴づける請負生産の広がりや程度、発展方向を確認しておこう²⁵⁾。この点についての証言を整理した第6、7表からは、ランシャ生産の場合、何らかの形で請負生産にかかわる fabricant が多数を占めること、メリノ織の場合は紡績業が独立して営まれる傾向の存在がわかる²⁶⁾。ただし、後

19) *Ibid.*, p. 53.

20) Cf. *Ibid.*, pp. 32, 44.

21) Cf. *Ibid.*, p. 144.

22) *Ibid.*, pp. 93, 94.

23) *Ibid.*, p. 48.

24) fabricant による全工程の統括と請負生産は、原料と製品の多様性、生産の季節性から生じたものであり、したがって、これこそが高級品、流行品に偏るフランス羊毛製品を支えたこと、また逆に後者によって規定されたことは明らかである。「羊毛買付は、フランス人 fabricant の方がうまい」*Ibid.*, p. 148。「イギリス人は、ファンタジー品の染色を企画しえない」。*Ibid.*, p. 35.

25) 「フランスでは請負生産が一般的である」、*Ibid.*, p. 57。「一人の紡織兼業者者に対して、10人の請負紡績業者がいる」、*Ibid.*, p. 753.

26) ここからメリノ糸の輸出も説明されうる。

第6表 ランシャ fabricant の経営形態 (1)

全工程を經營	9人 ¹⁾
紡績・織布を兼營	6人 ²⁾
染色・織布を兼營	1人
織布のみ經營	8人

1) 1人は紡績の場を外注, 1人は請負紡績を営む。

2) 2人は紡績の一部を外注。

Enquête (1860), Laine, op. cit.

第7表 準備工程の経営形態

		請 負	非 請 負
紡	績	3人	4人 ¹⁾
染	色	2人	1人
刷	毛	1人	—

1) 全てウーステッド糸紡績業者

Enquête (1860), Laine, op. cit.

者の場合、紡績の準備工程である刷毛 peignage 工程が分離され、請負生産の形で営まれ、fabricant の主導性は相対化されながらも、紡績業者による請負生産の組織を見ることができ。

見落してならないのは、この請負生産者が、全体として小生産者であるとは言えないことである。例えば、第7表の請負紡績業者の一人は、120人を雇用する。いま一人は、1,700錠と小規模ではあるが紡績機13台を備える、れっきとした工業家である²⁷⁾。また、多数のミゼラブルな請負染色工についての言及²⁸⁾もあるとはいえ、第7表の染色業者は、機械脱脂装置を備えており、別の一証人は、建設したばかりの工場の過剰な生産能力に悩んでさえいた。さらに特別な例としては、ヨーロッパ最大、1,300人を雇用する刷毛 peignage 工場を営む請負業者もいる²⁹⁾。逆に、われわれは、アンケートから、多数の小

27) 次の証言も逆説的にはあるがこの事実を支持するもの。「紡績工業には自分が監督をするような小紡績工場主もいる」。p. 60.

28) Cf. *Ibid.*, p. 598.

29) Cf. *Ibid.*, p. 479.

fabricant の存在を知ることになる³⁰⁾。したがって、羊毛工業全体の統括者としての fabricant の性格を過大に評価してはならないであろう。それは、請負の形が残るか否かは別として、機械化の過程で、個々の生産者の自立性が高まることによって制約されていたのである³¹⁾。他方、fabricant は、この自立化に対して兼営化を進めた。例えばメリノ織生産の中心地であるランスの商人は一貫生産への傾向を指摘する。ランシャについても、第6表が示すところでは fabricant の大多数は紡織兼営である。この点についての委員会の次のまとめは興味深い。「綿工業においては、紡績業と織布業の利害が対立している。羊毛工業では、それがまだ存在していない」³²⁾。したがって自立化の傾向にもかかわらず、請負生産の維持、あるいは兼営化によって fabricant の主導性が貫かれていることを確認できる。

綿工業との質問事項の相違が示唆するいま一つの羊毛工業の構造上の特徴は、手織が支配的に行われていることである。第8表からは、機械織は無地ランシャに限られ、輸出の主力をなす柄物ほもっぱら手織であったことが明らかである。メリノの場合、ランシャよりも機械化が進んでいたとはいえ、それでも手織が多

第8表 ランシャ fabricant の経営形態 (2)

手	織	16 人
	作業場外の手織	10 人 ¹⁾
	作業場への集中	3 人
	併用	3 人
機	械織	2 人 ²⁾

- 1) 1人は織機が労働者の所有であると証言。
 2) 1人は20台、黒地ランシャ生産。1人は250台、軍服用ランシャ生産。Enquête (1860), *Laine*, op. cit.

30) Cf. *Ibid.*, pp. 60, 208, 481.

31) フランス革命前後の請負生産を含む羊毛工業の構造については、Cf. Ch. Ballot, *L'Introduction du machinisme dans l'industrie française*, Paris, 1923, pp. 164, 165, 166, 193, 194, 195, 224. 服部春彦, 前掲書, 参照。1830年代の構造については、Cf. L. Villermé, *Tableau de l'état physique et moral des ouvriers employés dans les manufactures de coton, de laine et de soie*, tome I, 1840, Paris, pp. 199, 220-221, 249, 255, 281, 336.

32) Enquête (1860), *Laine*, op. cit., p. 584.

第9表 メリノ織 fabricant の経営事例

事例	機械制織機	手織機	
		作業場	労働者の家
1	200台		800台
2	80台	140台	1,100台
3	150台		有
4	—	全て手織機	

Enquête (1860), Laine, op. cit.

数を占めていた。また第9表からは、機械織を行う fabricant が同時に手織も組織していた事実を見て取ることができる。ここに fabricant のいま一つの性格が示されるのである。以上の事実から、1860年時点におけるフランス羊毛工業が、全体として見た場合、手工業を基礎とするマニュファクチュアから機械制大工業への過渡期にあり、その過渡的性格が、準備工程の請負生産と、織布工程の手織の組織者としての fabricant のうちに集中的に表現されていると言えるであろう。

II

第10表は、イギリスとの羊毛製品価格差についての証言から作成した。アンケートのために急拠イギリスから見本を取り寄せて検討したものも含めて、ともかく価格差を具体的に指摘する証言はごくわずかである³³⁾。委員会の次の発言も別な形でこの事実を認める。「必要に迫られるまでイギリスの見本を求めないというのが全てのフランス工業家の態度を示している」³⁴⁾。ところで、多くの証人は保護関税を要求するのであるから、それは、価格差を明示しないままという奇妙なことになる³⁵⁾。もちろん、保護要求の根拠としてイギリスの優

33) Cf. *Enquête (1860), Laine, op. cit.*, pp. 234, 361. 後者は、イギリス品を購入して比較し30—35%の価格差を得たものの、その原因はわからないと言う。イギリスの機械価格についても知らないと答え、委員会に「知る気がないのでは」と皮肉られている。

34) *Ibid.*, p. 729.

35) なかには、イギリスの同種品について知らず、したがってイギリスが安価に生産しうることから、関税率も算定しえないという極端な証人もいる。Cf. *Ibid.*, pp. 333, 338.

第10表 羊毛製品の英仏価格差についての証言

	ラジャ	メリノ, フラネル	種々の織物	紡績
価格差を示す証言	3	2 ¹⁾	2	—
「イギリスの同種品を知らず」 ¹⁾	10	8	2	1
「答えることできず」	4	—	—	4

1) 「イギリス品との競争なし」を含む。

2) フラネル, およびルーペの混綿品。

Enquête (1860), Laine, op. cit.

第11表 イギリス優位の原因についての証言

部門 (証人数) ¹⁾	原料	燃料	機械 価格	機械 化	労働 力	大量 生産	資本 (利子)	通信・ 輸送	大市 場	外国 市場	法律・ 社会 構造
ラジャ (26)	8	12	9	5	3	8	9	3	4	4	5
メリノ (11)	4	4	1	2	1	1	3	2	1	—	1
その他 織物 (18)	5	4	5	2	3	6	6	3	4	1	1
紡績 (7)	4	5	4	—	—	—	3	1	—	—	1
染色 (3)	—	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—
商人 (7)	—	1	1	—	—	—	2	1	—	1	—
計 (72)	21	27	20	10	7	15	23	10	10	6	7

1) 実質的に証言を行うもののみ。

Enquête (1860), Laine, op. cit.

位には言及されざるをえず、第11表に示すとうりである。ただし、この場合も、イギリス羊毛工業の実態が具体的に明らかにされることは全くといってよいほどなく、一般的な事実にもとづく指摘にとどまった。一方でイギリス羊毛工業の実状についての無知、無関心、しかし他方では、フランス羊毛工業の現状認識の際にはある種のイギリス像を媒介にすること、ここに'60年アンケートにおける羊毛工業資本家の証言の最大の特徴がある。それは、フランス羊毛工業のあり方、とくに、二場体制、資本・賃労働関係とかかわって、何を意味するのであろうか。機械、労働力についての証言もふまえて、この点を検討してみよう。

第11表は見落すことのできない手掛りを含んでいる。すなわち、紡績業とメ

リノ織業者の証言が、大量生産を重視せず、逆に、ラジャ、その他織物生産者が、これを強調すること、および、少数とはいえ外国市場、社会構造の相違を指摘する証言が目立つことである。大量生産にかんする証言の傾向の違いは、それぞれの部門における工場体制の発展段階を反映していたと考えられる。まず、ラジャ織物業。手織が支配的なこの部門において機械化の試みが急速に広まっていたことは第12表に示される。柄物を中心に否定的評価が目立つとはい

第12表 ラジャ生産における機械化の試みと評価

試み有	試み無	肯定的評価	否定的評価
12	4	7	8

Enquête (1860), Laine, op. cit.

え、それは将来にわたってまで機械化を否定するものではない³⁶⁾。例えば次の証言。「まだ機械制織機が少いので、スピード、完成度、労働の節約の点で差を見出しえていない」³⁷⁾。そして、無地物では一部で実用化されるとともに、「今日、問題は解決されており、我々は一般化を急がねばならない。それが有利な競争を可能にする主要な方法である」³⁸⁾との積極策が打ち出される。機械化が試みの段階にあることこそ、ラジャ生産者をして、イギリスの優位を機械織の手織に対するそれとして認識せしめたものである。すなわち、イギリスの大量生産、機械化、それに照応する労働力、総じて工場体制の発展に、フランスにおけるその未確立が対置されることになる。したがって、両国の生産体制を同じレベルで論ずることは不可能であり、ここに、イギリス羊毛工業の具体的実情に対する無関心が生ずる原因があると言えよう。

しかし、それは、フランス羊毛工業資本家が、工場体制確立、資本による労働者に対する専制的指揮権の掌握を目指すとき、その目標をイギリスにおくこ

36) たとえば否定的評価に数えるべき次の証言も逆に将来性を肯定するものである。「機械制織機は完成途上であり、不完全」*Ibid.*, p. 306.

37) *Ibid.*, p. 204. Cf. *Ibid.*, p. 159.

38) *Ibid.*, p. 133.

とを否定するものではなかった。「イギリスでは、より完全な機械が使用され、人間を機械に代え、男性を婦人、児童に代えることを可能にしている」。「イギリスでは大市場を前提に同一製品の大量生産が行われ、これが自動ミュールや機械制織機の能力を最大限に発揮せしめている」³⁹⁾。これらの証言は、第11表に見られるランシャ織物業者の対イギリス認識を典型的に示すものである。その他の織物業についても同様の証言を見ることができる⁴⁰⁾。

紡績業について。第13表は、フランス人証人自身による比較ではなく、われわれがイギリス人の証言と突き合わせて作成したものである。断片的ではあれ、両国の経営規模の差が明瞭である。にもかかわらず、注目すべきは、フランスにも10,000鍾を越える大経営が多数見受けられ、この差が質的なものというよりも、量的なものと考えられることである。機械体系、労働力編成にかんする

第13表 紡績業の経営事例（紡鍾数）

	フランス	イギリス
専業	21,000 ¹⁾	7,000
	18,000 ²⁾	
	12,000	
	4,000	
	1,716	
ランシャ織兼営	3,000	10,000
	1,400	15,000—20,000
		5,000
メリノ織兼営 ³⁾	4,000	30,000
	16,000	45,000
	3,400	
	10,075	
	10,000	

1), 2) 各々、3,000鍾、9,000鍾の自動ミュールを含む。

3) イギリスの場合、ウーステッド織一般。

Enquête (1860), Laine, op. cit.

39) *Ibid.*, p. 176.

40) Cf. *Ibid.*, 711. (メリヤス)。Cf. *Ibid.*, p. 667. (ピロード)。「機械制織布は経糸の $\frac{1}{2}$ の節約になり、しかも労働者はいつも監視下に置かれ、盗んだり、浪費したりしえない」。

証言から判断すると、羊毛紡績業は、綿紡績業と機械製造業の中間に位置していた。したがって工場体制が未発展とはいえ、一応確立していたと言える。イギリスの優位にかんして、機械化、労働力、大量生産ではなく、原・燃料、機械価格を強調する専業紡績業者の証言は、紡績業においては、工場体制の成立を前提に、イギリスに対するその遅れだけが問題にされていたことを表わしている。メリノ織業の場合、第9表で見たように、機械制織布が試みの段階を越えて実用化されており、ランチャ織物業に比べるならば、工場体制確立へ大きく前進していた。それは、次の証言によっても確かめることができる。「機械制織機はスピードが手織機の3倍にもなり、1人2台使うと6倍になる」。「1858年から全て機械制織機に転換した。細幅ものでは婦人、少女を雇用し、太幅ものは、男性に1人2台を使わせている」⁴¹⁾。これが、紡績業に近い証言の傾向をもたらしたのである。ところで、これらの部門では、何故、綿工業、とくに綿紡績業とは異って、イギリスの実情についての無関心が生じたのであろうか。原因は二つに尽きる。すなわちメリノ織、メリノ糸紡績の場合は、その国際競争力であり、ランチャ用糸紡績の場合は、請負生産、織布業者の兼営を問わず、部門としての独立性を欠いていたことである。

イギリス羊毛工業の優位を、その具体的なあり方ではなく、一般的に機械制大工業にもとづく工場体制の確立や、原・燃料、機械価格に求める証言は、さらに両国資本主義の全体的な性格の相違にまで及ぶことになった。それが、第11表に見られるいま一つの特徴である。—メリノ織業者の証言。「イギリスの優位を、石炭、輸送費、資本などの点で考えるとすれば大きな誤りである。……社会構造の相違を見なければならぬ。フランスでは土地資産の分割が労働力の大部分を土地に縛りつけている。イギリスにおいては、大所有が大経営に土地を委ね、工業のための労働力を解放している」⁴²⁾。ランチャ生産者の一人も次のように言う。「財産分割を促進する民法と、金持ちが工業に従事しない

41) *Ibid.*, pp. 412, 539.

42) *Ibid.*, p. 414.

習慣は、石炭、輸送、機械の高価と相俟ってイギリスと対抗しうる大工場の創出を妨げている」⁴³⁾。イギリス、フランス両国の社会構造の相違を強調するこれらの証言には、さらに言うならば、両国の資本主義の型の相違という認識さえ含まれている。約4世紀前に実施された1834年貿易問題アンケートにおいては、それを一層明瞭に表明する証言があった。「一般に、イギリス工業の状態について、何の反省もなしに羨しがられ、できるだけ早く同じ道を進むべきであると言われる。このしばしば誇張される繁栄は、少数の手に資本を蓄積し、そのまわりでの小 fabricant の存在を不可能にするものである。我々の小 fabricant と分散された富を守ろう。それはフランスにおける一般的な安楽の源泉である」⁴⁴⁾。ここでは、明確に、フランスの産業発展の道がイギリスとは異なる形で展望されている。もちろん、このような認識が、'34年段階でも多数を占めたわけではなく、ましてや、イギリス大工業の優位が際立ってくる1860年時点では、イギリスの後を追いつき、追いつこうとする動きが大勢となっていたことはすでに見たとおりである。にもかかわらず、イギリスとは異なるフランス社会の特有なあり方を指摘し、これをやにわに否定するのではなく、むしろ、保護要求という形で、この相違そのものを肯定する考えも無視しえぬ数であり⁴⁵⁾、しかも一つの根拠を持っていた。すなわち、フランス羊毛工業は、センスを必要とする柄物ランジャや、特産品であるメリノ織において強い国際競争力を持ち、それが、請負生産、分散した手織という特有な生産構造に支えられていたことである。

これと、ある共通性を持つのが、イギリスの植民地支配、それに結びつく世界市場支配を強調する証言である。例えば、次のもの。「イギリスの工業は、

43) *Ibid.*, p. 308.

44) *Enquête (1834), op. cit.*, p. 601. 同主旨の証言。「もし、イギリスに追従しようとするれば、相統制度の変更が必要であろう。しかし、この大きな財産の傍らに、貧困の発生を見るであろう。貧困、すなわち、イギリスを現に悩ませ、将来さらに混乱させるであろう、それを」。 *Ibid.*, p. 427.

45) *Enquête (1860), Laine, op. cit.*, p. 208. (ランジャ), p. 629. (ルーベ織), p. 753. (ルーベ紡織業)。

その属領に含まれる約2億人のラジャ需要を排他的に満たす。この独占は以下
のことによって強められる。地方の習慣、積極的な航海政策、最後に本国商会
の支店によって確立された取引網。別の証言。「イギリス工業は世界中の全て
の地点に完全に確立された取引網を持つ」⁴⁶⁾。イギリスによる原料、および製
品市場独占を強調する証言の意味するところは以下のとうりである。すなわち、
羊毛工業は、綿工業、金属工業と異なり、イギリスと並んで世界市場に進出し
ていたこと⁴⁷⁾、さらに、機械制大工業こそが世界市場支配の力であることが否
定しがたい事実になっていた二つの部門に対して、羊毛工業においては、未だ
に、それ以外の要素が重要性を持ち、したがって、植民地支配や、これと結び
つく形で展開される国際的商業網の持つ意味がより大きいと認識されていたこ
とである⁴⁸⁾。

III

政府・アンケート委員会の自由貿易政策、工業家の可能な限りの高率関税要
求という対立は、綿工業、金属工業にも見られたところである。ここでは、羊
毛工業をめぐる自由貿易、保護貿易の対立にかんして、いくつかの特徴点を検
討しておこう。

まず注目されるのは、アンケート委員会の積極姿勢である。低関税率政策は
当然として、それが次の発言に見られるように消費者の利益擁護を旗印として
いたことが見落せない。すなわち、「30%云々は、英仏の生産者の利益のみで
はなく、消費者の利益も考慮して締結されたものである。生産者だけが問題な
ら危険にさらすよりも保護するのが当然。最大多数者である消費者の利益を考

46) *Ibid.*, pp. 307, 73. さらに、数値化しえないイギリスの優位として、「商業と植民地の大き
さがイギリス工業に保障する販売の容易なこと」をあげ、「この植民地は決してフランスの取
引には開かれていない」とする証言。 *Ibid.*, p. 81. また原料羊毛についてのイギリスの支配
にかんしては、*Cf. Ibid.*, p. 168.

47) フランスの進出を示す証言としては、*Cf. Ibid.*, pp. 14-15, 24.

48) 逆に綿工業、金属工業の場合も、イギリスの原料支配、製品市場独占の意味は決して小さく
ないと考えらるべきであり、この点の検討も必要。また、この点でフランスはイギリス以外の国
々に対しては優位を保持していたことも否定しえない。

えるのが一番むずかしい」⁴⁹⁾と。さらに委員会の自由貿易政策には、工場体制の確立を促進する方向が含まれていた。それは、質問事項からも確認できるとともに、以下の発言によってより明らかとなる。機械化についての発言は大変多い。例えば、「機械制織機が手織機にとって代れば賃金費用の点で節約が可能なのでは？」との質問。また、次の発言からは、委員会自身の認識がイギリス像を媒介する点で工業家の証言と共通していることを示す。「イギリスでは機械制織機が急速な進歩をもたらしていると考えるか？」⁵⁰⁾。さらに、「出来高で働く男子労働者を増やそうとしないのに驚く。簡単ではなくとも追求すべき」として、「監督されない日雇労働者からは $\frac{1}{4}$ 、十分監督されても $\frac{1}{2}$ しか得られない。監督なしの出来高給労働者から $\frac{3}{4}$ 、せつつかれ、報賞金で刺戟された労働者からは全部を得ることができる」⁵¹⁾との発言の意味は言うまでもない。最後に、全体として、フランス人工業家の消極姿勢が批判され、「競争精神、闘争を維持する心構えが大切である」⁵²⁾とされることを指摘しておこう。この委員会の強硬発言の裏には、十分な輸出力を持ちながらも、高率の保護関税を求める羊毛工業家への苛立ちがあったのである⁵³⁾。

アンケートに登場する羊毛工業家の要求関税率を整理した第14表からは、全

第14表 要求関税率¹⁾

	ランジャ	メリノ織	その他織物	紡績
不要	—	2	5	—
~10%	2	1	—	3
~20%	2	1	1	4
~30%	13	4	8	—

1) 広い幅で要求する場合、高い方に数えた。

Enquête (1860), Laine, op. cit.

49) *Ibid.*, p. 155. 同様の発言はいくつか見られる。Cf. *Ibid.*, pp. 86, 363, 726.

50) *Ibid.*, pp. 116, 88. 他には Cf. *Ibid.*, pp. 30, 86, 88, 115, 208, 560.

51) *Ibid.*, p. 51.

52) *Ibid.*, p. 729. 「我々はどこでも競争を恐れない」との証言に、「それこそ、私がフランスの全工業家に求める態度である」と絶賛する。*Ibid.*, p. 734.

53) 「何故多くの輸出が行われているにもかかわらず、かくも高い関税率が求められるのか？」
Ibid., p. 86.

体として、保護が強くと求められていたことが明らかである。しかし、この表にもその一端が示されるように、彼らの保護政策はいくつかのニュアンスの相違を含んでいた。次の二人のランサ fabricant の証言は、保護は要求するものの基本的には委員会の自由貿易政策に近い考えを代表している。「原料、機械が自由化され、鉄道の改善とピエモントの関税率低下が行われれば、10-12%関税で対抗が可能である」。「保護関税で守られれば、それだけ闘う努力がなくなり、損失が大きくなるばかりである。10-12%以上の保護は求めない⁵⁴⁾。一メリノ織業者も「保護は不要」としたうえで、鉄、機械関税の低下が重要であると指摘する。織機輸入の自由化が目覚めたランスにとって死活問題であるとする商人もいる⁵⁵⁾。保護の率そのものについての見解の相違は残るとしても、一般的な貿易自由化政策の中に羊毛工業の将来を展望しようとする姿勢で委員会と基本的な立場を同じくすると言える。

もちろん、強い競争力を持ち、第14表に見られる「保護不要」の立場こそ委員会の求めるものであり、それが羊毛工業の中の自由貿易派を形成していた。例えば、一絨緞業者は、「高級品にかんしてはイギリス市場を開いた」⁵⁶⁾として条約締結を歓迎する。ただし、見落してならないのは、フランス羊毛工業のなかでも強い国際競争力を誇る、メリノ、ショール、レースの各部門に、少数ながら、「現在は不要ではあるが、将来のために保護を要求する」との証言が存在することである⁵⁷⁾。中でも典型的なのは、メリノ織最大の fabricant の一人、10,000錘を擁し、250人を雇用する紡績工場を備え、150台の機械制織機と、農村に分散する多数の手織機を所有する証人の例である。彼は、現在の種種の条件からイギリスでは生産が行われていないものの、生産されるようになった場合の両国の価格差を試算し、8%イギリスが有利であるとして、将来の

54) *Ibid.*, pp. 319, 157.

55) Cf. *Ibid.*, 546, 「すでに始まっている大工業化の動きは外国製機械、とくに織機が容易に輸入されるようになれば強化されるであろう。転換期にあるランスにとって機械の高価格が最大の問題である」。 *Ibid.*, p. 424.

56) *Ibid.*, p. 703.

57) Cf. *Ibid.*, pp. 739, 634.

ために、白地で7-8%、捺染布で10%の保護を求め⁵⁸⁾。たとえ、国際競争力を持つとも、それが特産品や流行をリードするセンスにもとづいている限り、機械制大工業と工場体制を実現しているイギリスがいつも恐怖の対象にならざるをえないことが表明されているのであり、ここにフランス羊毛工業家の一つの特徴的な態度、委員会にとって最も許しがたいと映った態度があると言える。

最後に、最もわかりやすい立場は、ラジャ並品に代表され、イギリスに対して競争力を持たず、可能な限り高率の保護を要求するものである。委員会がこれと対立するのは当然としても、力点が、高関税率そのものよりもむしろ、次の点におかれたことが注目される。すなわち、さきに指摘した「消費者保護」の観点から、イギリス人証人の言う「中間層や労働者の階級で広く使われる製品」、「労働者の消費に向けられる低級品」⁵⁹⁾など、いわゆる「大量消費品」に対する高率保護関税が認めがたいとされることである。

委員会の自由貿易政策には、機械化、工場体制確立の方向が含まれており、多くの羊毛工業資本家も、基本的には同じ指向を持っていたことはすでに明らかである。にもかかわらず、一部には、それに消極的な態度が存在したこともまた否定しえない。あるラジャ fabricant は、農村の手織工が子供の助けを得て生産する場合、賃金の点で大いに有利であり、機械制織布は、スピード、製品の完成度でまさりながらも費用の節約にはならないと証言している⁶⁰⁾。あるいは、「請負紡績業者は自営の紡績業者とは異なり、機械改善の試みもできない」との証言。また、「条件が悪く、組織もきちんとしていない2, 3, 10台の手織機を使う fabricant は機械制織布に転換しえない」⁶¹⁾。これらの証言は、技術的条件を別にすれば、フランス羊毛工業の国際競争力を支える生産体制そ

58) Cf. *Ibid.*, pp. 590-604. 他にも、「イギリスは現在、製造していないが、機械制織布が実現されれば、機械の安価によって我々よりはるかに有利になる」との証言も *Ibid.*, p. 577. (メリノ織業者、製品の%を輸出する大 fabricant)。

59) *Ibid.*, pp. 372 (絨織), 447 (ラジャ)。

60) Cf. *Ibid.*, p. 309.

61) *Ibid.*, pp. 231, 208.

のものが機械化を妨げていることを示す点で興味深い。機械制大工業化、すなわち、イギリス化の道は必然であるとしても、それは、フランス羊毛工業が現に持つ貴重な国際競争力を維持しながら進められねばならない。ここに、他とは区別される羊毛工業家の政策の特徴があると言えよう。さきに見た、「将来のための保護を要求する」立場も、この政策の一環に位置づけることが可能である。

羊毛工業にかんするアンケートをいま一つ特徴づけるのは、賃金問題が一つの重要な論点として取り上げられることである。委員会は、「ここ数年間、賃金は上昇したか？ 最近の諸事情の下で下ったか？」⁶²⁾との質問を行う。綿工業、金属工業にかんしては設定されなかったこの質問自体が問題の深刻さと、委員会の関心の強さを示している。ここから導き出されるべき政策については明瞭ではない⁶³⁾。質問事項の後段だけを手掛りに仮説的に述べるならば、政府・委員会の保護政策から、自由貿易への転換が、賃金抑制政策を含んでいたと考えることができる。恐らくは、さきに見た自由化による消費者＝労働者保護の旗印も、この点と結びつけられていたのであろう。すなわち、自由貿易による安価な消費物資の輸入、それを基礎とした賃金抑制である⁶⁴⁾。

これに対して、実に33人もの証人が何らかの形での賃金上昇の事実を認める。その多くは、質問とも関連して紡績工程にかんするものであった。準備工程の婦人、少年、児童などの日雇労働者の賃金上昇と、紡績工にかんして、出来高単価は不変なまま、紡錘の回転速度の上昇、機械の大型化による賃金の増大である。ともに、機械化が最も進んでいた紡績工程における、その機械化の結果としての賃金上昇と言える。これと並んで、一般的な賃金上昇を指摘する証人も15人と少なくない。そこでは、この賃金上昇の結果についての認識が目される。「かつては、イタリア、アメリカに輸出したが、現在では賃金上昇の結

62) *Ibid.*, p. XIII.

63) 賃金問題と生産性を結びつける質問もなされる。Cf. *Ibid.*, p. 556.

64) これがどこまで現実性を持つかは別としても、一方労働者に自由貿易政策を納得させ、他方では資本家にも一つの方向を示すものではある。

果それが不可能になってしまった。……我々の発展を止めているのは、1848年以來30%も上昇し、とりわけ、ここ5、6年に急上昇した賃金である。」「1851年以來の賃金上昇がイギリス、スイス、ザクセンとの競争を不可能にした」⁶⁵⁾。これらの証言と密接に結びつく形で、ドイツ、スイス、ベルギーなどの低賃金による競争力を指摘する証言をいくつか見ることになる⁶⁶⁾。

したがって、羊毛工業資本家の立場からしても、機械化を推進し、国際競争力を維持するうえで何らかの形で賃金抑制が緊急の課題となっており、この点では、委員会と一致していた。一部には、保護要求の根拠に労働者の生存をあげる証人もおり、また小 fabricant の保護を強調する証言も決して無視しえない。にもかかわらず、保護の率を問題として残しながらも、保護貿易体制の自由貿易体制への転換をやむをえないものとして受け入れる羊毛工業資本家たちの考えの根底には、以下の認識があった。すなわち、1850年代の急速な経済発展が、ようやく行きづまりを見せていること、その一つの現われとして賃金上昇を見ることである。わずかではあるが、賃金上昇の原因を鉄道建設による人手不足とする証言は、それを裏づける。われわれは、すでに、金属工業アンケートの分析に際して、アンケートそのものが、工場体制強化という政策遂行のための世論作りの場として位置づけられているのを見た。ここでも、それを確認するとともに、さらに、消費者保護の旗印で労働者に自由貿易を納得させながら、賃金抑制に導いてゆくこと、これが、羊毛工業アンケートの一つの重要な意味であったと言えよう。

お わ り に

1860年アンケートは、Ⅰ、Ⅱ金属工業、Ⅲ羊毛工業、Ⅳ綿工業、Ⅴ麻、絹工業、Ⅵ種々の工業、および、報告、法律集から成立している。われわれは、すでに、その過半の検討を終えた。残りの分析を急ぐとともに、それらを総括し、

65) *Ibid.*, pp. 206, 660.

66) *Cf. Ibid.*, pp. 126, 418, 501, 509, 572, 658, 673.

1860年、英仏通商条約締結時のフランス資本主義の全体像を再構成すること、それが今後の課題となるであろう。

(1985年9月18日)